



島根県報

平成29年1月31日（火）

号外第5号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 4

告 示

島根県告示第33号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成29年1月31日

島根県知事 溝口善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長			
県道	浜田作木線	邑智郡邑南町和田1656番1地先から同1013番1地先まで	前	メートル 5.01～11.71	メートル 474.30	県央県土整備事務所	道路改良工事 拡幅
			後	7.74～34.73	474.30		
〃	別府川本線	邑智郡美郷町久喜原465番2地先から同番15地先まで	前	3.60	30.00	県央県土整備事務所	災害復旧工事 拡幅 仮設道設置
			後	4.10～9.70	30.00		
〃	静間久手停車場線	大田市静間町1627番5地先から同町180番4地先まで	前	7.70～13.37	132.87	県央県土整備事務所大田事業所	道路改良工事 拡幅
			後	10.84～30.68	132.87		
〃	西浜田停車場線	浜田市熱田町992番1地先から同町1008番1地先まで	前	8.70～11.00	94.50	浜田県土整備事務所	交通安全工事 拡幅
			後	8.70～13.80	94.50		
〃	田所国府線	浜田市下有福町70番5地先から同市大金町口389番4地先まで	前	A	11.00～15.93	154.24	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ解消 仮設道撤去
				B	8.00～18.99		
			後	A	11.00～15.93	154.24	
		鹿足郡吉賀町注連川370	前	6.76～10.89	39.95	益田県土整備	交通安全工事

〃	鹿野吉賀線	番1地先から同910番2地先まで	後	8.50～ 20.52	39.95	事務所津和野 土木事業所	拡幅
---	-------	------------------	---	----------------	-------	-----------------	----

島根県告示第34号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成29年1月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	別府川本線	邑智郡美郷町久喜原465番2地先から同番15地先まで	メートル 30.00	平成29年 1月31日	県央県土整備 事務所	